

全国公衆衛生関連学協会連絡協議会

役員選出規程

(目的)

第 1 条 この規定は、規約第 6 条に基づき、本協議会の役員を選任について必要な事項を定め、適正な役員を選任を図ることを目的とする。

(役員の数)

第 2 条 役員の数、世話人 3 名、監事 2 名とする。

(選挙管理委員会)

第 3 条 本規程による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会が行う。

1. 委員会の委員長は、世話人が協議して指名する。
2. 委員長は、2 人の委員を指名する。
3. 委員の任期はこの選挙の終了までの期間とする。
4. 委員会の事務は本協議会事務局で行う。
5. 前各項の定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定める。

(選挙権及び被選挙権)

第 4 条 選挙権は、規約第 4 条で規定する正会員がもつものとする。(個人会員を除く)

第 5 条 被選挙権は、規約第 5 条で規定する正会員である学協会の代表者、またはその代理者がもつものとする。

(世話人および監事の選任)

第 6 条 選挙管理委員長は、原則として、役員の任期が終了する半年前に、世話人、監事の選挙の告示を行うものとする。

第 7 条 世話人、監事に立候補しようとする者、または推薦しようとする者は、定められた期日までに文書でその旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。ただし、推薦の場合は本人の同意を必要とする。

第 8 条 選挙管理委員長は、候補者の名簿を世話人、監事ごとに作成し、選挙管理委員会の住所、連絡先、選挙すべき役員の定数、投票締切日を明示して、正会員に通知

しなければならない。

第 9 条 正会員は、候補者の中から選出する世話人、監事（定数内有効）を記入し投票するものとする。ただし、第 2 条に基づき候補者が選任すべき役員の数と同数となったときは、投票は行わない。

第 10 条 開票は選挙管理委員会が行う。

第 11 条 同数得票数のある場合は、選挙管理委員会において抽選によって決定する。

第 12 条 当選者が任期中に辞任した場合は、次点者を繰り上げ当選とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（世話人代表の選任）

第 13 条 世話人代表は、世話人の互選によって選出する。

付則： 本規程は 2015 年 7 月 24 日から施行する。